

阿賀野市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 阿賀野市の体育振興、競技力向上に功績のあった者及び優秀な成績をあげた者を表彰するための規程を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 本協会の贈与する表彰は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 指導者賞
- (3) 特別賞
- (4) 優秀競技者賞
- (5) 奨励賞

(表彰の贈与区分)

第3条 表彰の贈与区分は以下のとおりとする。

- (1) 功労賞
 - ・阿賀野市のスポーツ振興と名誉を高める上に大きな功労があった者。
- (2) 指導者賞
 - ・すぐれた技術指導で、優秀競技者の育成に努めた者、または所属団体を永年にわたり、発展させる上ですぐれた功績のあった者。
- (3) 特別賞
 - ・オリンピック、パラリンピック又は種目別世界選手権大会に出場した者。
 - ・日本新記録を樹立した者。
 - ・その他会長が特別賞に相応しいと認めた者。
- (4) 優秀競技者賞
 - ・競技者として全国大会で3位以上の優秀な成績を上げた者。
 - ・偉大なる記録、または成果を上げた者。
 - ・国際大会出場に準ずる大会において日本代表または、その候補者に選出された者。
- (5) 奨励賞
 - ・県大会優勝、またはこれに準ずる成績を上げた者。
 - ・県大会より上位の大会に出場した者。

2 表彰は、贈与区分を重複して表彰することを妨げない。

3 表彰者は、スポ協加盟団体または在住、在勤、出身者とする。

4 表彰は、その事由に基づいて個人に行う。

(再表彰)

第4条 表彰は、同一の事由について再表彰を行うことができる。但し、前回は表彰を受けた事由より、さらにすぐれた成績をあげた場合とする。

(表彰の贈与方法)

第5条 表彰の贈与方法は次のとおりとする。

- (1) 各加盟団体は、毎年1回表彰贈与候補者を選び、詳細な推薦書を添えて会長に推薦する。
- (2) 前項によらない候補者は、会長が推薦することができる。
- (3) 選考は理事会で決定し、総会で表彰する。

(補足)

第6条 この規程に定められているものの他に必要な事項は別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附則(令和4年4月30日)

この規程は、総会の議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。